

ご存じですか、犯罪被害給付制度！

犯罪被害給付制度とは、殺人などの故意の犯罪行為により、不慮の死を遂げた犯罪被害者の遺族又は障害という重大な被害を受けた犯罪被害者に対して、社会の連帯共助の精神に基づき、国が犯罪被害者等給付金を支給し、その精神的、経済的打撃の緩和を図ろうとするものです。



給付金を受け取ることができる場合

日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた*人の生命又は身体を害する罪に当たる行為(過失犯を除く。)による死亡、重傷病又は障害を負った場合。

*例えば、殺人や傷害事件などです。

死亡した場合

遺族給付金
亡くなられた犯罪被害者の第一順位の遺族に支給されます。

320万円

↳
2,964万5千円

重傷病を負った場合

重傷病給付金
重傷病(加療1ヶ月以上かつ入院3日以上を要する負傷又は疾病)を負った場合。

上限額120万円

障害が残った場合

障害給付金
一定の障害が残った場合。

※負傷又は疾病が治ったときの身体上の障害で、法令に定める程度のものと言います。

18万円

↳
3,974万4千円

注：被害者が犯罪行為を誘発するなど、社会常識に照らし、給付金の支給が適切でないと認められる場合や他の法令に基づく給付金や加害者から損害賠償を受けている場合は給付金の全額又は一部が支給されない場合がありますので、下記へお問い合わせください。

お問い合わせ先

千葉県警察本部 犯罪被害者支援室 043-201-0110
行徳警察署 警務課 047-397-0110